

トイレ洗浄殺菌装置賃貸借契約書

下記の諸条件を了承し、大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は大分県庁舎本館・新館用トイレ洗浄殺菌装置賃貸借契約を締結する。

（使用器具）

第1条 トイレ洗浄殺菌装置 10台

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（賃貸借料）

第3条 トイレ洗浄殺菌装置賃貸借料金

契約金額 ￥ —（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 ￥ —）

内訳

令和8年度 ￥ —（月額 ￥ —）

令和9年度 ￥ —（月額 ￥ —）

令和10年度 ￥ —（月額 ￥ —）

令和11年度 ￥ —（月額 ￥ —）

（賃貸借料金の支払）

第4条 乙は、甲の使用した賃貸借料を2ヶ月ごとにとりまとめ、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に賃貸借料金を支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（器具設置場所等）

第6条 トイレ洗浄殺菌装置の設置場所は次のとおりとする。

大分県庁舎本館1階男子トイレ及び2階男子トイレ

大分県庁舎新館1階男子トイレ

(1) トイレ洗浄殺菌装置賃貸借料金は、本契約によりその器具の取付を完了した時を

基準として起算する。

- (2) 乙は、**年6回以上**芳香剤、薬剤、洗浄剤の取替を行う。
- (3) 器具の取付、撤去並びに破損部品の取替は第 10 条の場合を除き乙により無料で為す。
- (4) 甲は上記トイレ洗浄殺菌装置賃貸借料金を乙から請求後、銀行振込にて支払う。
- (5) 本契約が中途において解約、解除された場合にも乙は既払の料金の払戻しをしない。

(その他)

第 7 条 甲は本器具の所有権が乙に属することを承認する。

第 8 条 甲は無断で本器具の取付、撤去、取替等現状を変更する一切の行為並びに芳香剤、薬剤、洗浄剤の取替をしない。

第 9 条 甲において、取付けられた本器具を一時撤去する必要を生じたときは、相当の期間において予め乙に申し出るものとする。

第 10 条 甲は自己又はその使用人等の故意又は過失により本器具を破損又は滅失せしめたときは、その損害を賠償するものとする。

第 11 条 甲は、乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、この契約を解除することができる。

第 12 条 本契約が解除、解約された後は、乙は何等の責任を負わない。

(支払遅滞の場合における賠償金)

第 13 条 甲の責めに帰する理由により、第 4 条 2 項の賃貸借料金の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延の日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(特約事項)

第 14 条 この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和8年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙